

TOPICS

まちの話題



▲地中海の風に吹かれ、悠々と舞う大風

フランスの空に舞う大風

マルセイユ「風の祭り」  
白根風合戦協会

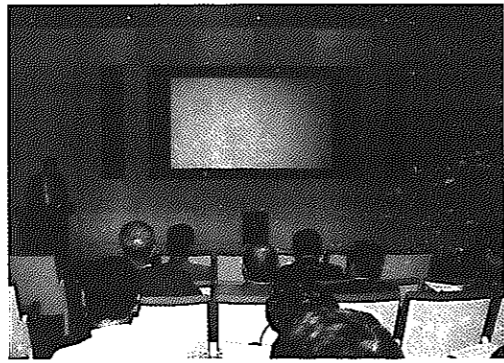
フランスのマルセイユ市で毎年行われている「風の祭り」。白根風合戦協会では昨年もこの祭りに参加しています。今年も「マルセイユ二千六百年祭」を記念し、マルセイユ市から同協会が正式に招待されました。

風合戦協会会長の本間祐一さん（魚町五）ら五人の参加者は、九月十五日から四日間マルセイユに滞在。日本から持参した十二畳大の大風の制作実演や、大風揚げを行い、世界各国から集まった人々と交流を深めました。

また白根の大風を知ってもらおうと、マルセイユ近郊の幼稚園や小学校を訪問。白根大風合戦につ



▶現地の小学生に風合戦について説明



「しろね大風と歴史の館」の新しい3D立体映像ソフト「三百年の大いくさ〜白根大風合戦〜」が完成し、九月二十九日に同館で試写会が行われました。

新ソフトは大風合戦を戦国時代の戦になぞらえ、コンピュータグラフィックスやデジタルサウンドを取り入れて、より立体感を強調した臨場感あふれるものになっています。同館では、十一月一日から三十日まで、無料入館券（本ページ左上の三角部分）を持参した人を対象に無料開放いたします。

11月1日から上映開始

しろね大風と歴史の館  
3D立体映像ソフト

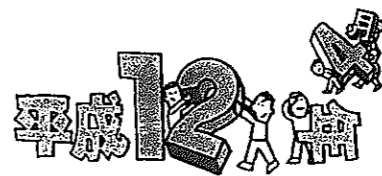
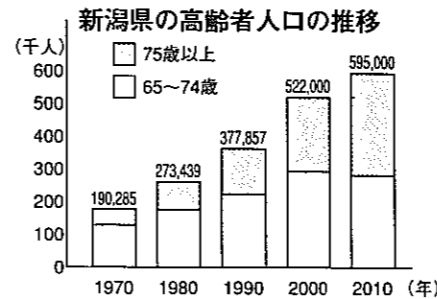


新しい自分探し

平成11年度  
青年スクール後期

趣味を広げ仲間づくり役に役立ててもらおうと、九月二十二日から青年教育センターで青年スクールの後期授業が行われています。授業は七つのコースが設けられ、十二月まで十回の子定で行われます。

ゴルフコースでは「この授業である程度基本はマスターできます」と胸を張る先生。前期から参加しているというある参加者は「ゴルフは初めてでしたが、親切的な指導で上達できました。コースデビュー目指して頑張ります」と元気に話してくれました。



もうすぐ始まる  
介護保険

PART 7

保健福祉課では、今年の4月から介護保険について説明会を行っています。今回は、これまで開催された説明会の中で多く寄せられた質問の一部をご紹介します。

Q 介護保険はいつからはじまるの？  
A 平成12年4月からスタートします。なお、申請書の受け付けを10月から実施していますので、「広報しろね」10月1日号をご覧ください。制度利用に該当する人は、申請書の提出をお願いします。

Q 介護保険はいつからはじまるの？  
A 平成12年4月からスタートします。なお、申請書の受け付けを10月から実施していますので、「広報しろね」10月1日号をご覧ください。制度利用に該当する人は、申請書の提出をお願いします。

Q 介護保険制度の目的は？  
A 寝たきりや痴ほうの高齢者が増加する一方で、介護する人も高齢になっていきます（上図は参考として、新潟県の高齢者人口の推移を表したものです）。また働きに出る女性も増えるなど、家庭だけで介護していくことが難しくなっています。そこで、介護を社会全体で支えるために、介護保険は生まれました。

Q どのような場合にサービスを受けられるの？  
A 第1号被保険者は、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）となった場合にサービスが受けられます。第2号被保険者は、脳血管疾患など老化が原因とされる病状により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

Q 介護保険が始まると保険料を納めることになるのか？  
A 毎月保険料を納めていただくこととなります。第1号被保険者の場合は、年金からの天引きまたは納付書などの方法で納めていただきます。第2号被保険者の場合は、職場の健康保険や国民健康保険などの加入している医療保険に上乗せして納めていただくこと

Q 認定には見直しがあるの？  
A 認定は原則として6ヶ月ごとに見直しされます。これは、心身の状態が変化することがあるためです。また、6ヶ月を経過しなくても心身の状況に著しい変化があった場合は、再度申請をすることができます。

Q 申請をすればどんな場合でもサービスを受けられるの？  
A 申請を受けて、市ではサービスを必要とする人の状態を把握するために訪問調査を行い、対象者のかかりつけの医師から意見書を書いてもらいます。これらの資料を基に、「白根市介護認定審査会」で審査判定を行います。判定の結果、介護や支援が必要な状態と認定をされた場合、サービスを受けることができます。

お問い合わせ 保健福祉課  
介護福祉推進室 高齢福祉係  
☎373・2111 内270

ご注意ください

介護保険の申請に際して、身分証明書を携帯せずに「市役所から来ました。申請書の提出にはお金が必要です」と、高額のお金を請求されたという被害が報道されています。申請書の提出は、市役所か在宅介護支援センターで行ってください。申請にお金はかかりません。また、訪問等を受けた場合、必ず身分証明書を確認していただくとともに、疑問が生じた場合は市役所か在宅介護支援センターへお問い合わせください。

被保険者	
第1号被保険者 65歳以上の人	第2号被保険者 40歳から64歳までの医療保険加入者
年金から天引き 第1号保険料	個別に徴収 医療保険料で合わせて徴収 第2号保険料

Q サービスを受けた場合は、自己負担が必要となるのか？  
A かかった費用の1割を負担することになります。なお、施設に入所した場合の食費や日常生活用品の費用などは、別途負担していただくこととなります。